

「平成 26 年度 高知県農業農村整備事業計画審査会」議事録

- 開催日時 : 平成 26 年 8 月 21 日 (木)
開催場所 : 職員能力開発センター 202 会議室
審査委員 : (農業振興部委員)
- | | |
|--------------|-------------|
| ・ 農業振興部副部長 | 笹岡 貴文 : 委員長 |
| ・ 農業政策課長 | 杉村 充孝 |
| ・ 農地・担い手対策課長 | 田中 和也 |
| ・ 環境農業推進課長 | 美島 政常 |
| ・ 産地・流通支援課長 | 西本 幸正 |
| ・ 地域農業推進課長 | 二宮 一寿 |
| ・ 農業基盤課長 | 松尾 祐輔 |

1. 平成 26 年度新規地区

(1) 物部川地区地域用水環境整備事業

【市町村名】	南国市、香美市
【事業主体】	山田堰井筋土地改良区
【事業概要】	小水力発電施設整備 (1 箇所)
【事業費】	370,000 千円
【負担割合】	(国) 50% (県) 20% (市) 20% (地元) 10%

[説明者：農業基盤課 (整備事業担当)]

【新規要望理由説明 (事務局)】

- ・ 山田堰井筋土地改良区は県内最大の組合員数、受益面積を有する土地改良区であるが、農家の離農等により賦課金の対象農用地面積が年々減少し、組合費が減少している。
- ・ 本改良区が管理する水路は昭和 43 年から昭和 60 年までに造成され、総延長は県内最長の L=39.6km であるが、老朽化により平成 37 年度までに全ての水路が耐用年数を超過し、維持補修費が増大することが見込まれている。
- ・ 本事業計画は、改良区自らが小水力発電を導入し、売電収益を維持管理費に充当することにより、これらの課題の解決を図るものである。
- ・ 本施設の整備内容は、年間発電電力量 432,179kwh で、年間の売電収益は約 900 万円余りが見込まれることから、水路の適切な維持管理はもとより、地域住民が享受する水路の公益的機能の維持を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・ 平成 26 年度新規着工地区として適当である。

(委員)

賦課面積が 1,402ha とありますが、事前評価の定量的指標のかんがい面積 1,700ha との関係は、どういう関係になっているのでしょうか。

(事務局)

賦課面積は、組合員が持っている農地面積です。かんがい面積には、組合員以外の面積も

含まれています。

(委員)

事業の収支計算において、安定的に小水力発電が動くことが前提になると思います。時々物部川の水量の問題とかいろいろありますが、その辺りは心配ないのでしょうか。また、本事業による収益が改良区の経営にどう影響するのかについて、かまわない範囲で教えていただけますか。

(事務局)

流量については、過去3年間の実際の取水量をもとに計算しておりますので、今後も同じような取水量が確保できるものと考えており、発電量は適正に算出されていると考えています。今後、水路の老朽化による維持補修費の増加と、面積減による賦課金の減少が見込まれますので、通常行っている浚渫・伐開等の維持管理費が十分確保できなくなる恐れがあります。これらの増加する維持管理費に充当する計画にしております。

(委員)

計画的に補修ができていくということですか。

(事務局)

計画的に補修し、水路を適正に管理していくことが可能になっていきます。今のままだと、水路の維持管理についても、現在の収入の中で行っていくことになり、傷んでいるのに補修ができず、損傷が拡大していく可能性がありますので、その対策費用に充てることができると考えています。

(委員)

水路に水を引いてくるのは季節的で、年中というわけではないですね。

(事務局)

季節によって流量は違いますが年中です。年間を通して発電できます。

(委員)

水利権の調整はできていますか。

(事務局)

既存の水利権で得られる流量の範囲内での発電になりますので、発電のために新たに水利権を取るものではございません。

(委員)

他の地域のように冬場は水を取らなくて、田んぼに必要なときにしか水が取れないと思っていました。

(委員)

全国的には、かんがい期と非かんがい期に分け、非かんがい期の冬場は水を取らない地域もありますが、高知県の場合は、年間を通じて営農が行われていますので、水量そのものについては当然差が出てきますけれども、年間を通じてかんがいするという状況が一般的になっています。

(委員)

農地面積が減っていく中で1,700haのかんがい面積を維持していくという計算でやってい

るのですか。

(委員)

補足すると、現在、1,700ha のかんがいをされているという状況です。本来であれば 1,700ha のかんがいを今後も維持していったって、それに向けて進めていくことは当然ですが、近年の傾向からいうと、離農あるいは農地転用等によって、農地面積は年々減少してきています。今後、最悪の場合は、この状況で減少していくことを想定し 20 年間を考えなければなりません。この傾向でいくと当然、土地改良区が運営、維持管理にあてる収入そのものが減っていきます。さらに、老朽化によって維持管理費がだんだんと増えていきます。そうすると結果的に、維持管理ができなくなり、農業用水の確保ができなくなっていくと思います。そうすると、賦課金を上げて農家の負担が増えていくということになっていきます。だから、最悪そうなるもかまわないように、今から手だてをしておく必要があります。ただ一方で、そうならないように努力して、農家が離農をしないような環境を作っていく、営農を継続していく取り組みは、やはり土地改良区も積極的にやっていかなければならないと思いますので、そういう取り組みを進めていく意思を持って、1,700ha を計画目標としていると理解していただければよろしいかと思います。

(委員)

1,700ha を維持するために事業をやりますよという理屈が一つあって、もう一方で農地が減りますよという理屈があって、そこが少し理解しにくいのですが。

(委員)

1,700ha というのは努力目標です。実質、現在の状況では、農地が減っていくかもしれませんが。ただ、もし 1,700ha から減ってしまったとしても、約 40km の水路はそのままずっと残りますので、その管理はしていかなければなりません。それによって農家負担が当然増えます。そういった状況にならないように取り組むという考え方が基本です。

(委員)

改良区が将来を見越して、取り組んでいくということですね。

(委員)

そのとおりです。

(委員)

売電計画があって、20 年間固定という説明がありましたが、20 年間固定は契約か何かで確保するのでしょうか。

(事務局)

固定価格買取制度があって、法律上で決められた価格となります。21 年目からは電力会社との契約になります。

(委員長)

固定価格買取制度の収支計算の前提となる 34 円の買取価格をもとに、収益が出ていますけれども、もし仮に、34 円の価格が下がった場合であっても、この事業の推進に影響はないかどうか。その辺りをかまわない範囲で話してもらえますか。

(事務局)

固定価格買取制度の買取価格については、毎年 3 月に翌年度の価格が決められていて、平成 26 年度の買取価格は 34 円になっております。その価格を適用するためには、今年度の

3月末までに電力会社に申込みをする必要があります、改良区としては、34円の価格を適用する方向で進めております。この価格は設備の建設コストの実績をもとに決まっています。小水力発電は普及が始まったばかりで、建設コストはまだ高い状態が続いており、ここ3年間は34円の価格が続いています。来年度、その34円がいくらになるかについては不明ですが、まだ普及の段階でございますので、大きく下がるとは考えられないと思っています。例えば、太陽光発電については、普及が進んで建設コストが安くなっていて、買取価格が下がっておりますけれども、小水力発電については、そのようなことはないのではないかと考えております。

(委員)

費用対効果が1以下になっても大丈夫なのですか。

(事務局)

小水力発電の費用対効果は収支計算で算定することになっております。耐用年数40年で算定して、1以上は出るのではないかと考えています。

(委員)

補足すると、本事業はもともと、B/Cといった発想をもって進めていく事業ではありませんが、その部分についても一定の考え方を整理しておくことが必要だと思っています。事業の妥当性の判断根拠としては、固定価格買取制度として確保される20年間の中での収支で考えていますけれども、施設そのものは、20年でダメになるということはないです。その後も耐用年数の40年くらいまでは、当然収益が出てきます。ただ、21年目からの単価はわからないので、厳密な試算はできませんが、従来までの民間と四国電力との単価で試算してみると、B/Cの1は確保できるのではないかと、参考程度には算定しております。ただ、それをもって判断するものではないということは、ご理解していただきたいと思います。

2. 農山漁村地域整備計画（事前評価）

（1）高知県農業水利施設活用小水力発電施設整備計画

【計画期間】	平成 26 年度～平成 28 年度
【市町村名】	南国市、香美市
【事業概要】	小水力発電施設整備（1 箇所）
【事業費】	370,000 千円

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【事前評価内容説明（事務局）】

- ・農山漁村地域整備交付金事業の実施にあたっては、農山漁村地域整備計画を策定し、自主的・主体的に事前評価を行うことが実施要綱で定められている。
- ・計画の目標として、「農業用水路が有する多面的機能の持続的発揮（農業用水の安定供給、水質浄化や洪水防止等の公益的機能の維持確保）」を掲げている。
- ・定量的指標として、「農業用水の安定供給（かんがい農地面積A=1,700ha）」を定めている。
- ・実施要領で評価項目に定められている「目標の妥当性」、「整備計画の効果・効率性」、「整備計画の実現可能性」の事前評価は、本整備計画の計画目標、定量的指標と整合が図られたものとなっている。

【審査会意見】

- ・本整備計画の事前評価は妥当である。

（委員）

関連計画との整合性について、「第2期高知県産業振興計画」との整合性があげられています
が、市町村の農業振興地域整備計画との整合性は考慮しなくてもよいものなのですか。

（事務局）

計画主体が高知県でありますので、市町村の計画との整合性は考慮していません。

（委員）

農地転用して発電施設を作るとのことですが、農業委員会との調整はできていますか。

（事務局）

農地・担い手対策課と協議中であるということは聞いています。